

第4期 釧路湿原 自然再生普及行動計画

2020年9月

釧路湿原自然再生協議会



目 次

はじめに	1
1 背景と経緯	2
2 行動計画とは	4
2-1 目的	4
2-2 計画期間と推進体制	4
3 第4期行動計画について	5
3-1 市民参加・環境教育とともに	
① 湿原を身近に感じる ～人々が湿原とつながる～	6
② 湿原と地域に学ぶ ～学校や地域での学びの幅を広げる～	7
③ 湿原のために行動する ～保全や再生に関わる人・機会を増やす～	8
3-2 湿原とともに暮らす未来にむけて ～地域への貢献～	9
4 ワンダグリンダ・プロジェクト ～釧路湿原の応援団～	10
5 評価のための指標	11
参考資料	
釧路湿原自然再生協議会構成図	12

はじめに

釧路湿原が日本で最初にラムサール条約湿地に登録されたのが1980年で、今年は登録から40年目の節目になります。その後、1987年に国立公園に指定され、保全活動のみならず、観光やレクリエーション目的でも多くの人々が釧路湿原を訪れるようになりました。一方で、湿原周辺の土地開発や過去の河川改修の影響によって、湿原植生の変化や流域環境の劣化が問題となり、1999年に「釧路湿原の河川環境保全に関する委員会」、そして2003年に「釧路湿原自然再生協議会」ができました。自然再生協議会も今年で17年目になります。

国土地理院によると、北海道の湿地面積は、大正時代には1771.99 km²で、全国の約84%を占めていました。その後、農地開発と共に大きく面積を減らし、1999年には708.67 km²まで減少しました。それでも、北海道の湿地は全国の約86%を占め、大正時代及び現在も全国第1位の面積を有しています。しかし、この80年くらいの間に1063.32 km² (約 60 %)もの湿地を失ったことは、湿原の生物多様性保全ならびに生態系サービスの維持に甚大な影響を与えてきたと思います。

ラムサール条約登録前のような湿原環境を取り戻すことは、自然再生協議会の大きな目標でした。この目標が達せられたとは思えませんが、少しずつ成果も上がっています。5年前の課題の一つに、湿原の保全・再生活動への地域住民の理解と関心があげられていました。2016年3つの台風が襲った北海道東部では多くの洪水や土砂災害が発生しましたが、釧路川流域は例外でした。2万haの釧路湿原が自然の遊水地として機能し、釧路市街を守ったことが水文モデルでも検証されました。この内容がNHK「守れ“命のインフラ” ～注目される釧路湿原の防災力～」というタイトルで放映されると、多くの人々が口々に湿原の重要性がわかった、と私に話しかけてくれました。

私たちが釧路湿原の環境を保全することによって、湿原が私たちを守ってくれる、という理解はとても重要で、再生事業が地域住民の暮らしとつながるきっかけになります。「再生普及小委員会」の行動計画は、こうした人と湿原のつながりを実感することができる意義ある活動であり、少しでも多くの人々がこうした活動に参加し、湿原に関心をもってその楽しさや魅力を見つけてくれることを心から願っています。

釧路湿原自然再生協議会会長

中村 太士

(北海道大学大学院農学研究院教授)



1 背景と経緯

釧路湿原では、2003年11月に自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生協議会」(以下、「協議会」)が設立され、同法に基づく「釧路湿原自然再生全体構想」(2005年3月策定、2015年3月改訂、以下、「全体構想」)及び地区毎の自然再生事業実施計画(以下、「実施計画」)により具体的な事業を進めてきました。

全体構想では、流域全体の目標として「湿原生態系の質的量的な回復」「湿原生態系を維持する循環の再生」「湿原と持続的に関われる社会づくり」を明記し、自然再生を進めるにあたっての主要な施策のひとつとして「自然再生の普及と環境教育・市民参加の促進」を位置づけ、目標達成に向けて各施策と横断的に関わりながら取り組むこととしています。

協議会では、全体構想を受け、さらに自然再生推進法の趣旨を踏まえて、2005年から釧路湿原の自然再生にかかる環境教育や市民参加を推進するための5年計画である「釧路湿原自然再生普及行動計画」(以下、「行動計画」)を作成し、実施してきました。このたび、全体構想のさらなる推進に向けて第4期となる行動計画を策定しました。

第1期～第3期行動計画をとおして、「釧路湿原を知る、楽しむ、学ぶ」活動が多種多様に展開され、「自然再生に参加する、行動する」場や機会が少しずつ広がり、「地域と関わり、人をつなぐ」活動も動き出してきました。他方、日本各地で持続可能な社会の構築を目指す取組みが進められ、地域の経済・社会・環境をめぐるさまざまな課題の統合的な解決をめざす動きがはじまっています。第4期行動計画では、こうした状況も踏まえ、「地域の多様な人々が連携・参画し、地域の将来をともに考える」という全体構想の原則に基づき、流域の地域と湿原の保全や再生が相互に貢献し加速していけるよう、活動をさらに広げ、深めていきます。

1999年 9月 ～ 2001年 3月	「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」設置。 「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」をとりまとめ、市民参加及び環境教育の推進を明示。
2002年 9月 ～ 2003年 6月	「釧路湿原の自然再生に係る市民参加・環境教育等の推進方策調査懇談会」設置。 「市民参加・環境教育の推進に関する10の提言」をとりまとめ
2003年11月	「釧路湿原自然再生協議会」設立、「再生普及小委員会」設置。
2004年 7月	同小委員会に「再生普及行動計画ワーキンググループ」設置。
2005年 3月	「釧路湿原自然再生全体構想」策定。
2005年 6月	上記「10の提言」の具体化に向けた5カ年計画として「釧路湿原自然再生普及行動計画」を作成。
2007年 5月	再生普及小委員会に「環境教育ワーキンググループ」設置。
2010年 1月	「第2期釧路湿原自然再生普及行動計画」策定。
2015年 2月	「再生普及行動計画ワーキンググループ」および「環境教育ワーキンググループ」解散。
2015年 3月	「釧路湿原自然再生全体構想」改訂。 「第3期釧路湿原自然再生普及行動計画」策定。
2015年 7月	「再生普及推進のための連携チーム」および「湿原学習のための学校支援ワーキンググループ」設置。
2020年 9月	「第4期釧路湿原自然再生普及行動計画」策定。

2 行動計画とは

■ 2-1 目的

この行動計画は、釧路湿原の価値が釧路川流域に浸透し、自然再生※が地域づくりの一環として取り組まれる状況を目指し、環境教育や市民参加の一層の普及、拡大に向けた当面の目標と方策を示すものです。

協議会の構成員に加え、地域のさまざまな立場の人々が、釧路湿原や自然再生に関わりを持ち、学びや参加の場を創り出し、釧路湿原のワイズ・ユース(賢明な利用)に向けて行動する人を増やしていくこと、そうした取組みを広げていくことを目的とします。

本行動計画は、自然再生推進法に基づく実施計画ではありませんが、環境教育や市民参加のもとで釧路湿原の自然再生を進めて行くための協議会全体の指針として、実施計画に準じる重要な役割を担います。

■ 2-2 計画期間と推進体制

本行動計画は、全体構想の各施策の点検・見直し等にあわせて概ね5年ごとに評価し、見直すこととしています。

本行動計画は、協議会に設置された全ての小委員会と横断的に連携しながら、再生普及小委員会が推進主体となって進めます。釧路湿原の自然再生の推進に向けて「できる者」が「できること」から取り組むことを原則に、地域のさまざまな立場の人々と連携しながら取組みを進めていきます。また、課題解決のために個別の推進体制を必要とする場合には、ワーキンググループ等を設置して取り組みます。

本行動計画の事務局は環境省釧路自然環境事務所におき、日常的には環境省釧路湿原野生生物保護センターを拠点に、通称「再生普及行動計画オフィス」(以下、「オフィス」)として活動します。

※全体構想では、「自然再生」を広くとらえ、自然の保全・回復・復元・修復・維持管理・創出などを含むものと定義しています。この行動計画でも、保全(今残されている良好な状態を維持すること)等を含めた意味で用います。

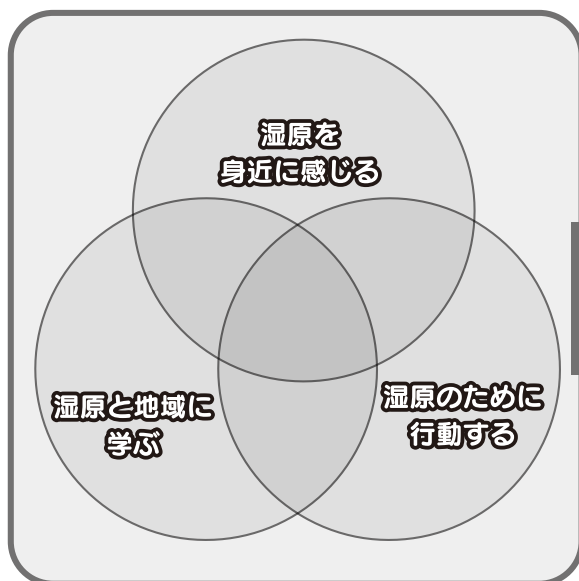
3 第4期行動計画について

第4期行動計画では、自然再生をとおして地域に貢献していくために、釧路湿原と人々のつながりをさらに広げ、湿原や流域の環境を活用した環境教育や、自然再生への地域・市民の参加が地域に根付いていくことをめざします。

第4期行動計画の対象期間は、2020年度から2024年度とします。

本行動計画では、これまで協議会とつながりがなかった様々な取組みが共有され、様々な立場の人が釧路湿原とつながりを持ち、取組みに参加することを期待します。また、学校教育における釧路湿原や自然再生を題材とした学習の支援の輪が広がり、学校へ定着し普及が進むこと、学校教育および社会教育において、釧路湿原や釧路川流域の環境、自然再生から学ぶ取組みが新たに生まれることを期待します。さらに、協議会内外の人材交流が活発に行われ、釧路湿原のために行動する取組み、地域に貢献する取組みが新たに生まれることを期待します。

3-1 市民参加・環境教育とともに



3-2 湿原とともに暮らす未来に向けて



■ 3-1 市民参加・環境教育とともに

① 湿原を身近に感じる ～人々が湿原とつながる～

流域には、湿原を体験し楽しむさまざまな活動があります。協議会は、そうした活動を応援するとともに、より多くの人々が湿原の魅力を知り、興味をもち、そこから新たな学びや参加・行動が生まれていくよう、情報発信や機会づくりを続けます。また、これまで湿原にあまり関わりを持っていない人々との、新たなつながりや活動、協力が生まれていくことを目指します。

(1) 湿原にふれる機会をひろげる

オフィスや協議会構成員は、より多くの人に湿原の楽しさや魅力、湿原の価値を知ってもらうために、釧路湿原に関わる多様な活動を流域に暮らす人々や子どもたち、来訪者に情報を発信し、さまざまな形で湿原とつながる機会を提供していきます。

(2) さまざまな分野の取組みとつながる

オフィスや協議会構成員は、流域で行われている社会・経済・文化・教育分野等の取組みと湿原の保全や再生とのつながりを働きかけ、新たな連携や取組みを増やしていきます。

(3) より多くの人に湿原の情報をとどける

オフィスや協議会構成員は、日ごろ湿原との関わりを意識していない人々に対しても、それぞれの関心分野に応じた情報発信、対話、企画を行います。

《期待される成果》

- 協議会構成員やワンダグリンド・プロジェクト※の活動をとおして、釧路湿原とつながる情報発信が継続的になされる。
- ワンダグリンド・プロジェクトの活動に、新たな広がりや発展が見られる。
- 新たな分野から協議会との連携・協力が得られる。

※4 ワンダグリンド・プロジェクト (P10) 参照

② 湿原と地域に学ぶ ～ 学校や地域での学びの幅を広げる ～

流域では、学校や地域で湿原を学ぶ機会が少しずつ広がってきています。協議会は、そうした学びをさらに広げ、深めていけるよう、湿原を活用した学校教育・社会教育を引き続き支援し、自然再生事業の現場を活用した学びの機会も提供していきます。

また、学校、専門家、地域のさまざまな立場の人々のつながりをつくり、新たな切り口の学びと協力を引き出し、環境教育や地域学習の幅を広げていきます。

(1) 教員・指導者が学ぶ機会をひろげる

オフィスや学校支援ワーキンググループは、学校教員や地域で社会教育を担う人々が、湿原の価値や地域の社会・経済・文化とのつながりをさまざまな切り口と視野で学び、取組みの幅を広げていけるような機会をつくります。教員研修や各種フィールド行事等の機会に加え、湿原を地域との関わりとともに学ぶモデル的な授業・プログラムづくりも支援していきます。

(2) 学びに関わる人をつなぐ

オフィスや学校支援ワーキンググループは、学校、NPO、専門家、地域の産業、協議会事務局など、これまで必ずしもつながりのない様々な立場の人々をつなぎ、協働による学びの場づくりを進めます。そして、さまざまな立場の人々がつながることで生み出される学びの価値を高め、そうした連携を進めます。

(3) 湿原の多面的な価値の学びにむけて

オフィスや小委員会は、湿原が地域にもたらすさまざまな機能や価値を学校や地域での学びの題材として活用し、湿原の保全や再生との関わりや意義を伝えていきます。学習に関わる人々がそれらを体験し、学びを深めていく機会も設けていきます。

《期待される成果》

- 教員や社会教育を担う人々に湿原の価値が認識される。
- 湿原に関する学習の機会が増加する。
- 学校、NPO、専門家、地域産業などの連携が進み、新たな学びの機会が形成される。
- 湿原が地域にもたらすさまざまな機能や価値が、今よりも活用され、湿原に関する理解が深まる。

③ 湿原のために行動する ～ 保全や再生に関わる人・機会を増やす ～

流域では、協議会による自然再生事業や協議会構成員による活動のみならず、湿原の保全や再生につながるさまざまな活動が行われています。協議会は、それらの活動がより効果的に進められるよう、連携の働きかけや流域への情報発信等をしていきます。また、より多くの人々が参加できる機会・場づくりを行い、湿原の保全や再生との関わり方を知らせ、行動する人を増やします。

(1) 新たな活動・参加機会づくりをみちびく

再生普及小委員会は各小委員会との連携により、湿原の保全や再生に向けた協議会内外のさまざまな活動の芽を育て、継続するための体制づくりを実施していきます。湿原の保全や再生を直接行う活動にくわえ、教育や地域づくりの取組みとの連携も幅広く展開していきます。

(2) 参加機会・方法を地域に幅広くとどける

オフィスは、小委員会や協議会構成員が実施する現地見学会や多様なボランティア登録制度などを多くの人々に発信していきます。また、それらの参加機会と他の事業との交流や連携を提案、企画し、双方の活動の活性化をめざします。

(3) 地域の人々が湿原を見まもる

小委員会は、自然再生事業地の見学会や報告会等を継続するとともに、地域の人々が地元の湿原の状況や再生による変化を、長期的に見守っていくことを支援します。

(4) 協議会への参加をひろげる

小委員会は、つながりのある地域の産業や専門家、地域振興に関わる人々に、協議会への参画や小委員会の活動との連携を働きかけていきます。また、小委員会をより開かれた場として広報し、さまざまな人々との交流機会としての活用を図ります。

《期待される成果》

- 湿原の保全や再生、地域づくりの取組みに、学生・若者、長期滞在者、海外からの来訪者等の参加が得られる。
- 湿原の保全や再生、地域づくりにつながる活動が生まれる。
- 湿原の保全や再生、それらと関わる地域づくりに取り組む人々が協議会に参画する。

■ 3-2 湿原とともに暮らす未来にむけて ～ 地域への貢献 ～

協議会は、流域の人々が将来にわたって湿原の恵みとともに暮らすワイズ・ユースの実現に向けて、湿原の保全や再生の必要性が地元で共有されることを目指します。今期は、3-1①～③の取組みとも相互に関わりながら、以下を進めていきます。

(1) 一次産業とのつながりをひろげる

一次産業と湿原の保全や再生のつながりに関する地域や関係者の理解を深めるとともに、新たな連携の方策を探っていきます。

(2) 観光分野との連携をすすめる

観光客や長期滞在者誘致等の地域の動きも踏まえ、地域づくり小委員会と再生普及小委員会の連携等により、湿原の保全や再生と観光振興の両立に向けた関係者への働きかけや、情報の発信、相互の交流・つながりづくり等を進めます。

(3) 湿原のワイズ・ユースに向けたルールの普及

地域づくり小委員会は、湿原やその周辺地域でのカヌー、釣り、散策、撮影等に関し、ワイズ・ユースに向けた各種ガイドラインを策定していきます。再生普及小委員会は地域づくり小委員会と連携し、策定プロセスの支援やルールの普及を進めます。

《期待される成果》

- 一次産業関係者の協議会への参加や協働事業が進む。
- 湿原の保全や再生と観光・地域づくりを両立する取組みがはじまる。
- 湿原を訪れる来訪者に向けた、適正な利用のルールが普及する。

4 ワンダグリンダ・プロジェクト ～釧路湿原の応援団～

協議会は、たくさんの人々の参加を得て行動計画を進めるために、ワンダグリンダ・プロジェクトを実施します。ワンダグリンダ・プロジェクトは、湿原につながるのがある様々な取り組みからなる、地域と自然再生事業をつなぐ「釧路湿原の応援団」です。

釧路湿原の保全や再生、ワイス・ユースに貢献する取り組みであれば、市民、企業、学校、行政、専門家など、どのような立場からでも参加することができます。



協議会は、ワンダグリンダ・プロジェクトに参加する取組みを随時募集し、とりまとめて情報発信します。

オフィスでは、参加登録された活動から情報をご提供いただき、メールニュースやイベントなどで地域に広報していくとともに、毎年度活動状況を取りまとめ流域内外に情報発信していきます。

※ ワンダグリンダ・プロジェクトの参加の受付、登録の手続きは、オフィスで行います。

5 評価のための指標

第4期行動計画期間の取組みは、以下の指標等を用いて評価します。

○協議会、小委員会の参加状況

- ・ 構成員数
- ・ 新規登録者数
- ・ 実施内容
- ・ 協議会と小委員会の連携事例

○ワンダグリンド・プロジェクトの状況

- ・ 登録者数、属性
- ・ 登録活動の内容
- ・ 登録継続率
- ・ 新規登録数、属性、取組み内容

○自然再生事業地の活用状況

- ・ 協議会事務局による取組み：件数、参加者数、参加者属性、参加回数、実施内容
- ・ 教育分野における活用：件数、参加者数、実施内容
- ・ そのほかの活用事例

○教育分野における釧路湿原の活用状況

- ・ 流域市町村の学校における釧路湿原を活用した学習の実施状況(アンケート調査)
- ・ 学校支援の状況：対応人数、学校数、対応件数、支援実施校の所在地
- ・ モデル授業の実施状況：件数、参加者数、継続率、実施内容
- ・ 釧路湿原を題材とした学習発表会の取組み数
- ・ 釧路湿原を題材とした研究論文等の発信数
- ・ 釧路湿原を題材とした研修等の実施状況：件数、参加者数、継続率、実施内容
- ・ 連携した取組みの事例

○協議会事務局が運営するボランティア制度の状況

- ・ 登録者数
- ・ 継続者数
- ・ 新規登録者数
- ・ 登録者所在
- ・ 取組み内容

○情報発信の状況

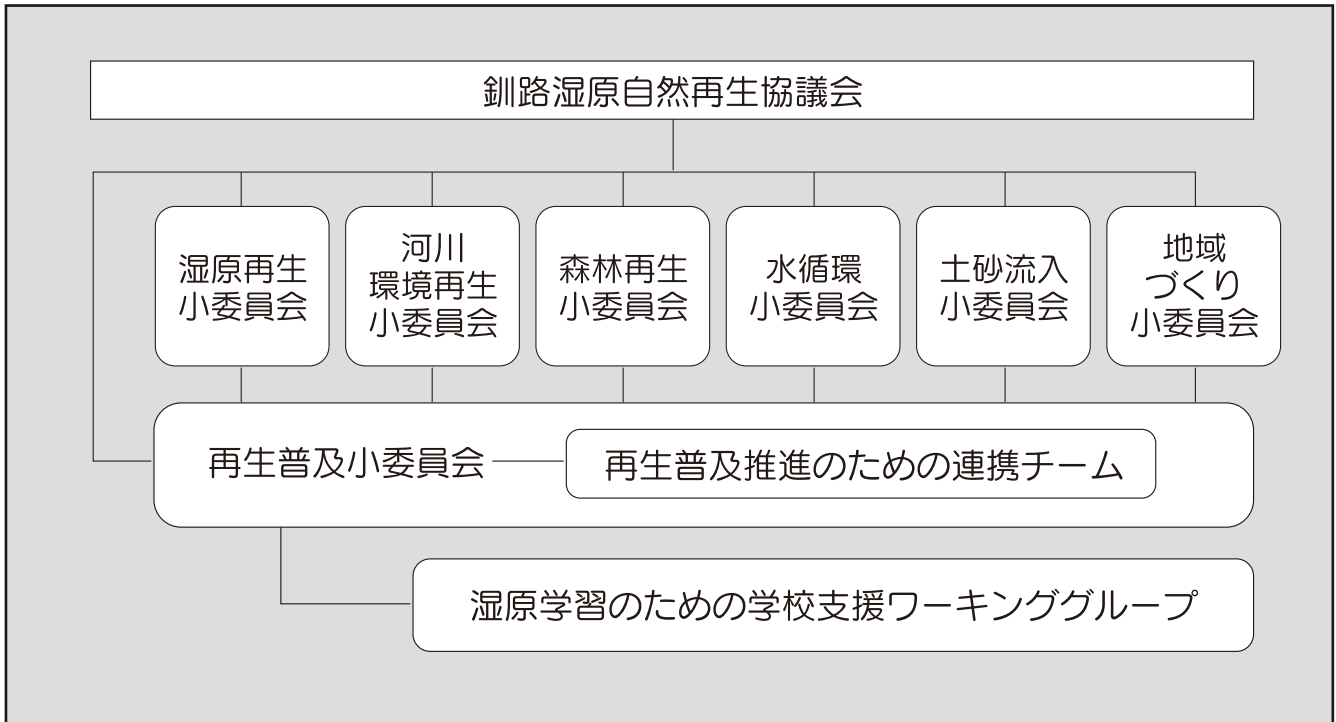
- ・ 全国紙における報道掲載数
- ・ 地方紙における報道掲載数
- ・ メールニュース配信状況、配信内容
- ・ WEB サイトアクセス数、掲載内容
- ・ 紙媒体、展示等での情報発信の状況

○観光分野における釧路湿原の活用状況

- ・ 観光客入込数
- ・ 国立公園利用者数
- ・ ビジターセンター等施設利用者数
- ・ 釧路湿原を訪問するツアー等の状況
- ・ 湿原の賢明な利用に向けたルールの認知状況（関係分野へのヒアリング調査等）

参考資料

釧路湿原自然再生協議会構成図 (2020年9月現在)



第 4 期 釧路湿原自然再生普及行動計画

〈お問い合わせ〉

釧路湿原自然再生協議会 運営事務局
(環境省北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所)
〒085-8639 釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4 階
TEL:0154-32-7500 FAX:0154-32-7575